

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

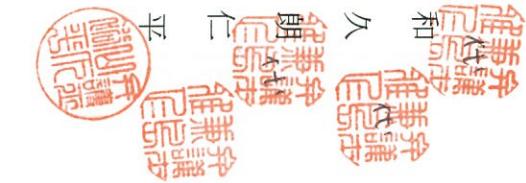
原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

被告準備書面(3)

平成24年7月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中	
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 里 啓
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮 崎 政 久
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	伊 東 幸 太
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	伊 雅 仁
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	兼 島 下
	裕 平



(原告準備書面(2)に対する認否・反論)

1 原告準備書面(2)1について

原告らの主張があつたことは認める。

2 同2について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

争う。

ア 同①について

認める。

イ 同②について

認める。

ウ 同③について

争う。

委員会で「工事の影響によるもの」と評価されていない。

(3) 同(3)について

認める。

ただし、答弁書41頁(a)では、「平成18年度第2回環境監視委員会などで報告してきたところ」としており、平成18年度を一例として記載しているにすぎない。

3 同3について

(1) 同(1)について

認める。但し、当該砂州は従来より、位置、形状、土量が変化しており、大きな変化とは考えてはいない。

(2) 同(2)について

東側砂州が中潮満潮時に海面上にみられなくなるとの点は、中潮満潮時水位の具体的な内容が不明な為、不知。

(3) 同(3)について

東側砂州がコアジサシの産卵・育雛の場所であることは認め、ウミガメの産卵場所であったことは不知。

(4) 同(4)について

東側砂州が中潮満潮時に海面上にみられなくなるとの点は、中潮満潮時水位の具体的な内容が不明な為、不知。

本件埋立工事による影響が推測されるとの点は争う。

委員会で「工事の影響によるもの」とは評価されていない。

(5) 同(5)について

争う。

砂州の形状変化については、委員会で報告し、注意深く見ていくべきとされている。

4 同4について

平成19年度第1回環境監視委員会（平成19年7月12日開催）及び平成20年度第1回環境監視委員会（平成20年7月14日開催）における事業者の報告内容について、認める。

(1) 同(1)について

ア 同①について

平成19、20年に波高・波向の変化、海浜流の変化、潮流の変化、砂州の変化のシミュレーションを行ったことは認め、その余は否認する。

本件環境影響評価手続書において、埋立地の存在・利用時における潮流及び地形について予測・評価を行っている。

イ 同②について

否認する。

平成20年度第1回環境監視委員会の参考資料2の地形変化予測では、「泡瀬航路」も考慮している。その結果についても「人工島なしに比べ砂州の沖端部は岸側に移動（航路による影響）して砂州の規模は縮小するものの、砂州を維持する機構（砂州周辺での波の集中）は残るため、砂州の形狀は維持されると予測」される旨報告されており、航路により冲側からの土砂供給が減少することを示唆している。

ウ 同③について

争う。

平成20年度第1回環境監視委員会の参考資料2におけるシミュ

レーシヨン予測では「予測に含まれていない現象や突発的な高波浪の影響なども懸念されるため、今後も注意深く砂州の変形を監視すべきと考えられます。」との記載があるところ、平成23年（2011年）8月の台風がこれに該当する規模のものであった可能性もあり、本件シミュレーション予測が実態を反映していないとまで言うことはできない。

なお、シミュレーション予測は「予測」であるため、ある程度の「不確実性」を内在せざるを得ない。

エ 同④について

争う。

本件シミュレーション予測が実態を反映していないとまで言うことはできない。

オ 同⑤について

争う。

「砂州の形状変化の再現計算」は、予測に用いるシミュレーションモデルの再現性を確認しているに過ぎず、平成19年（2007年）6月頃段階で航路が完成していないことに問題はない。実際の予測計算においては、航路の有無を踏まえている。

また、本件シミュレーション予測が実態を反映していないとまで言うこととはできない。

カ 同⑥について

争う。

砂州の形状変化については、測量調査結果（平成24年1月実施）を踏まえて、今後更に検討して行く（平成23年度第2回環境監視委員会資料1）ことになっている。また、検討結果については、今後の環境監視委員会に報告して行く予定であり、事業者として適切な対応

を行っていくこととしている。

また、変更後の計画は新たな埋立てを伴うものではないことから、環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価手続きを実施する義務はない。

(2) 同(2)について

計画変更でどのような環境変化が起こるのか整理しておくことが必要である旨の意見があったことは認める。今後の環境保全・創造検討委員会、環境監視委員会において、検討して行く予定である。

5 同5について

争う。

変更後の計画は新たな埋立てを伴うものではないことから、環境影響評価法及び県条例に基づく環境影響評価手続きを実施する義務はない。

以上